

第3子以降の加算（大学生年代の子から数えて3人目以降の児童手当額が30,000円／月）を受けている世帯の支給例
 【平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの児童を養育する世帯の場合】

例1：高3、高1、中1の3人兄弟

3月までの支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
高3	1子	10,000
高1	2子	10,000
中1	3子	30,000
月額合計		50,000



手続きを行った場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
19歳	1子	支給対象外
高2	2子	10,000
中2	3子	30,000
月額合計		40,000

手続きを行わなかった場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
19歳	—	支給対象外
高2	1子	10,000
中2	2子	10,000
月額合計		20,000

point 19歳のお子様から第1子と算定し、3人目のお子様の児童手当を3万円としています

例2：高3、高1、中3、小6の4人兄弟

3月までの支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
高3	1子	10,000
高1	2子	10,000
中3	3子	30,000
小6	4子	30,000
月額合計		80,000



手続きを行った場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
19歳	1子	支給対象外
高2	2子	10,000
高1	3子	30,000
中1	4子	30,000
月額合計		70,000

手続きを行わなかった場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
19歳	—	支給対象外
高2	1子	10,000
高1	2子	10,000
中1	3子	30,000
月額合計		50,000

point 高校2年生の児童から第1子と算定し、中学1年生児童のみを第3子以降の加算対象としています

例3：大学3年、高3、高1、小6の4人兄弟

3月までの支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
大3 (※)	1子	支給対象外
高3	2子	10,000
高1	3子	30,000
小6	4子	30,000
月額合計		70,000



手続きを行った場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
大4	1子	支給対象外
19歳	2子	支給対象外
高2	3子	30,000
中1	4子	30,000
月額合計		60,000

手続きを行わなかった場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
大4	1子	支給対象外
19歳	—	支給対象外
高2	2子	10,000
中1	3子	30,000
月額合計		40,000

point

大学4年生のお子様から第1子と算定し、高校2年生、中学1年生児童を第3子以降の加算対象としています

例4：大学4年、高3、高1、小6の4人兄弟

3月までの支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
大4 (※)	1子	支給対象外
高3	2子	10,000
高1	3子	30,000
小6	4子	30,000
月額合計		70,000



手続きを行った場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
23歳	—	支給対象外
19歳	1子	支給対象外
高2	2子	10,000
中1	3子	30,000
月額合計		40,000

手続きを行わなかった場合		
4月以降の支給状況		
学年	算定児童数	手当月額
23歳	—	支給対象外
19歳	—	支給対象外
高2	1子	10,000
中1	2子	10,000
月額合計		20,000

point

高校2年生児童から第1子として算定し、児童手当額を決定しています

◆◆3月まで大学4年生だったお子様は4月から23歳になる年度を迎えることとなるため、また、19歳のお子様は今回の申請が未提出であるため、算定児童に加えることができません◆◆

(※) 例3、例4の大学生のお子様については、令和6年10月の制度改正時に「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出していることとします(22歳を迎える年の年度末まで児童手当制度上の第1子として算定)